

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除不能
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区役員の就任
土地改良区設立認可
種畜証明書の交付
未墾地の買収予定
土地配分計画の作成

告示

鳥取県告示第十六号

次の保安林について保安林解除申請があつたが解除しな
す。

昭和三十三年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

◇雑報

馬の伝染性貧血検査等の実施
町村合併に伴う町村の名称変更について
市町村職員共済組合組合議員選挙の当選者

保安林所在地	全 面 積	要解除実 測又は見 込面積	申請者住所氏名	備 考
--------	-------	---------------------	---------	-----

鳥取市湖山	申請の理由	指定理由の消滅		
大寺屋北方	二、八四〇ノ四	町 一、一〇一 町 四、四六〇 町 四、四六〇	鳥取市長 入江 昶	指定理由は消滅してない
同	二、八四一	町 一、五二八 町 六、四〇〇 町 六、四〇〇	同	

[illegible]

証明書番号	名 号	生 年 月 日	産 地	血 統	級 別	飼養者住所氏名
一	黒毛和種					
昭三一鳥地 第一七号	初北美	昭三〇、九、九	東伯三朝	山初 黒四、一七三	きたみ 黒高二二一	二 倉吉市巖城 山口 才一
一八	入富	七、一	入高	黒四、五五四	たにもと 予鳥一六、一〇四	東伯郡三朝町 米広 豊
一九	三谷	昭二九、 一〇、二三	気高鹿野	鷺峯 黒七二一	やまいち 黒八、六二六	北条町 西村 昌晴
二〇	栄利栄	昭三〇、六、二	西伯春日	第二栄光 黒七五六	第二めいこう 予七、四〇四	東伯町 千草久太郎
二二	油本	六、一	東伯大栄	岩垣 黒二、三七五	みやうち 予一五、七二四	上口 武義
二二	入垣	九、一〇	北条	入吉 黒四、三四七	いくた 黒四四、〇四五	赤碕町 高力 稔二
二三	小倉吉	九、一	気高北条	第四小倉 黒三、二二二	ふさこ 黒九七、四八一	鳥取県種畜場
二四	金星	一、一五	西伯淀江	益広 黒九九	ことぶき 黒四一、二三〇	〃 〃
二五	江原	九、二九	東伯中山	花米 黒五八一	こがね 黒一七五、一一四	〃 〃
二八	第六御礼	七、二三	八頭用瀬	若草 黒三八〇七	おれい 本二、〇〇九	八頭郡河原町 北尾 武幸

三八 桃山牧羊 " 三、一 広島県佐 桃山四 本三五九 なかおはやまさ " 米子市皆生 山陰酪農講習所
三 コリデール種 昭三〇、 四、一二 鳥取県 予フク一、五〇九 予トリ二、〇〇〇 二 東伯郡大栄町 遠藤 勇夫
昭三二鳥地 大栄 昭三〇、 四、一二 鳥取県 予フク一、五〇九 予トリ二、〇〇〇 二 東伯郡大栄町 遠藤 勇夫
第二十七号

鳥取県告示第二十一号

次の土地は国が買収する予定であるから（農地法昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和三十三年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 土地の所在

所在郡市町村 大字 字	地番	地 目		面 積		所有者の住所氏名
		台帳一現況	反	台帳一買収	反	
東伯郡東郷町大字漆原字下勝田	四四八番地	原野	七、三〇	五、〇〇〇	東郷町	
" " " " 字勝田	四四九番地	原野	四、三〇	三、〇〇〇	"	
" " " " 字勝田	四五〇番地	"	五、一二	四、〇〇〇	"	
" " " " 字キツサ	五六四番地	"	二四、六二〇	五、二〇〇	"	

計 二 土地の利用予定の概要 103,100
農地とすべき土地 附帯地 入植予定戸数 増反戸数 備考
103,100 反計 103,100 二五戸

鳥取県告示第二十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づいて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十三年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	地名	所在	入 植 者		増 反 者	
			町	積	町	積
土地	本庄村	岩美	岩美	恩志新井	一六	一〇、三〇〇
"	旧鳥取連隊鳥取射撃場	"	国府	奥谷	二	一、二〇〇
"	西郷村	八頭	河原	神馬北	二	一、二〇〇
"	国英村	"	"	山手	一	一、〇〇〇
"	下郷（古布庄）	東伯	東伯	法万	一	一、〇〇〇
"	栄村	大栄	上種		一	一、三二四

一向平	東伯	野井倉	一	一、一五〇
逢坂外四(中山原)	中山	羽田井	二	一、四一〇
高城(服部)	倉吉	服部	一	三、六〇五
岩伏	西伯	大山逢坂	二	六、二九五
"	"	大山名和	五	一五、八五七
逢坂外四(名和庄内)	西伯	名和	四	三、一〇一
幡郷村	"	岸本	二	一、三三三
五千石村	米子	岩屋谷	二	一、三三三
萩原	日野	多里	一	四、一〇〇
		萩原		四〇 二、六三四

鳥取県告示第二十三号

次のように馬の伝染性貧血検査及び炭疽予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により馬の所有者に対して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬の伝染性貧血及び炭疽予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び予防注射の方法 馬伝染性貧血検査——チヨツケ試験管法による赤血球数検査 担鉄細胞検出検査

別表

炭疽予防注射——炭疽第二予防液皮内注射

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十三日	東伯郡中山村	樋口検診場
"二十四日	" 赤碕町	成美"
"二十五日	" "	赤碕家畜市場
"二十六日	" 東伯町	美好検診場
"二十八日	" 倉吉市	浦安家畜市場
"二十九日	" "	倉吉家畜保健衛生所
"二十九日	" "	社家畜管理所
"二十九日	" "	北谷農協

雑 報

町村合併に伴う町村の名称変更について
当所管内次のとおり町村の名称が変更になった。
西伯郡大高村、県村を廃し伯仙町となる。

出張所の管轄区域は変更なし。
(昭和三十一年一月一日)

昭和三十一年一月十八日
鳥取県食糧事務所長 布 野 長 良

鳥取県市町村職員共済組合組合議員の任期満了に伴う一般選挙の結果次の者が当選したので公告する。

昭和三十一年一月十八日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 坂 出 雅 己

一 市町村長側		選挙区	所属市町村名	氏 名	職 名
第一区	鳥取市	入 江	昶	市 長	
第二区	倉吉市	早 川	忠 篤	〃	
第三区	米子市	野 坂	寛 治	〃	
第四区	境港市	足 立	実	〃	
第五区	岩美町	石 河	大 直	町 長	
第六区	郡家町	古 井	万 寿 治	〃	
第七区	青谷町	中 田	玉 平	〃	
第八区	三朝町	坂 出	雅 己	〃	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日、金

發
 印
 行
 鳥
 取
 者
 鳥
 取
 鳥
 取
 鳥
 取
 市
 東
 町
 取
 刷
 所
 刷
 所
 刷
 所

第九区	会見町	坂田	勇	
第十区	溝口町	松原	一男	
二 市町村長以外の組合員側				
選挙区	所属市町村名	氏名	職名	
第一区	鳥取市	入江彦之丞	主事兼技師	
第二区	倉吉市	村上喜助	主事	
第三区	米子市	田民義明		
第四区	境港市	大谷哲藏	書記	
第五区	気高町	玉置義雄		
第六区	智頭町	檀原博		
第七区	羽合町	市橋衡	主事補	
	西部町村 税整理組合	入江正雄	助役	
	根雨町	松本亨	主事	